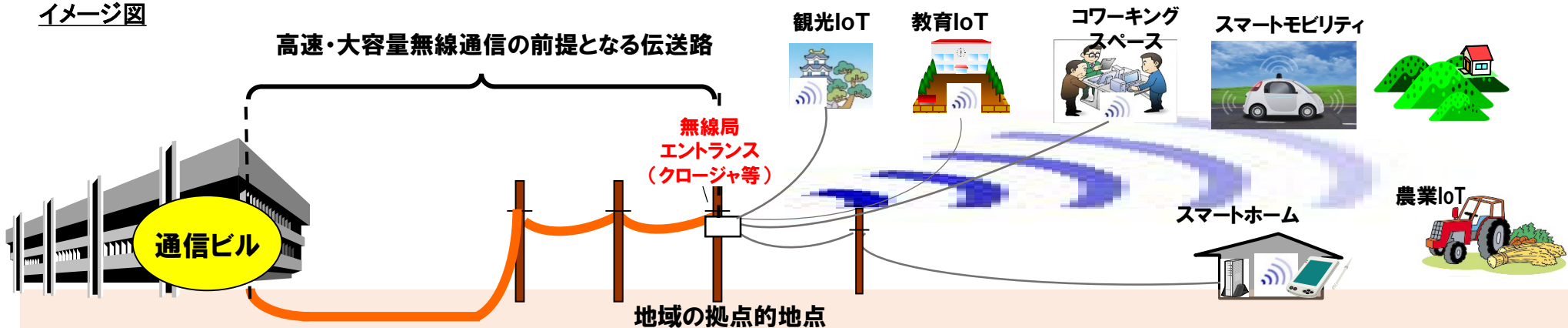


令和4年度第二次補正予算、令和5年度予算について

無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

(事業主体) 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者

(事業スキーム) 補助事業

(補助対象) 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

(補助率) (自治体が整備する場合)

【離島】

国 2/3	自治体 1/3
----------	------------

【その他の条件不利地域】

国 1/2	自治体 1/2
----------	------------

(※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

【離島】

国 1/2	3セク・民間 1/2
----------	---------------

【その他の条件不利地域】

国 1/3	3セク・民間 2/3
----------	---------------

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

(計画年度) 令和元年度～

令和5年度当初予算(案) 4,196 百万円(令和4年度当初予算 3,683百万円 令和4年度第2次補正予算 2,842百万円)

- 電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するために、地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合又は高度化施設や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。

事業名	事業内容	事業主体	補助率												
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体／無線通信事業者	【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/5</td> <td>3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>都道府県</td> <td>市町村※2</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>2/15</td> <td>1/5</td> </tr> </table> <small>※2:地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担</small>	国	都道府県	市町村※2	1/2	1/5	3/10	国	都道府県	市町村※2	2/3	2/15	1/5
国	都道府県	市町村※2													
1/2	1/5	3/10													
国	都道府県	市町村※2													
2/3	2/15	1/5													
② 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	インフラシェアリング事業者 ※1	【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備等の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <small>※3:基地局施設整備事業の補助対象地域は、財政力指数0.5以下の市町村</small>	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者	2/3	1/3				
国	無線通信事業者														
1/2	1/2														
国	無線通信事業者														
2/3	1/3														
③ 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の運用費を補助	無線通信事業者／インフラシェアリング事業者 ※1	【圏外解消用 100世帯以上】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table> 【圏外解消用 100世帯未満】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>無線通信事業者</td> </tr> <tr> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <small>【高度化無線通信用 1社整備の場合】</small> <small>【高度化無線通信用 複数社共同整備等の場合】</small>	国	無線通信事業者	1/2	1/2	国	無線通信事業者	2/3	1/3				
国	無線通信事業者														
1/2	1/2														
国	無線通信事業者														
2/3	1/3														
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>離島市町村</td> </tr> <tr> <td>2/3※4</td> <td>1/3</td> </tr> </table> <small>※4:財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3</small>	国	離島市町村	2/3※4	1/3								
国	離島市町村														
2/3※4	1/3														

※1: 本事業において、インフラシェアリング事業者とは、自らは携帯電話サービスを行わず、専ら複数の無線通信事業者が鉄塔やアンテナなどを共用(インフラシェアリング)して携帯電話サービスを提供するために必要な設備を整備する者をいいます。

イメージ図 (①③④)

③ 伝送路施設運用事業 (高度化施設にかかる伝送路整備を行う場合も含む)

① 基地局施設整備事業

④ 伝送路施設設置事業(海底光ファイバ)

イメージ図 (②)

② 高度化施設整備事業

5G等対応設備の設置による施設・エリアの高度化(3G対応専用設備の4G対応設備への高度化も含む)

5G等対応アンテナを設置

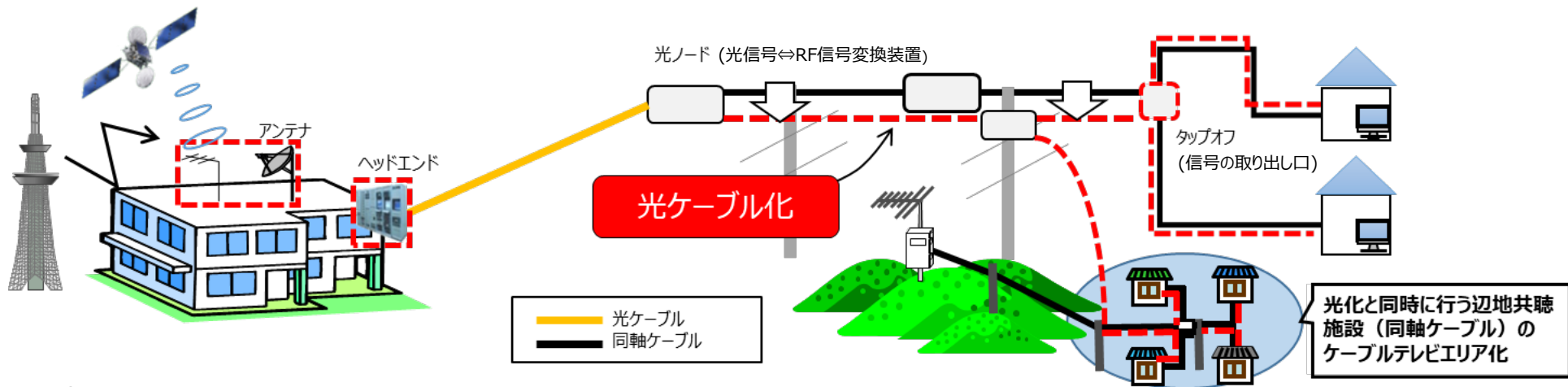
5G等対応送受信機を設置

インフラシェアリング事業者が新規に5G基地局を設置する場合も対象

- (事業主体) 地方公共団体、無線通信事業者、インフラシェアリング事業者 ← 基地局施設、高度化施設
無線通信事業者、インフラシェアリング事業者 ← 伝送路施設(運用)
地方公共団体 ← 伝送路施設(設置)
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象) 基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)、高度化施設(5G等の無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)の設置費用
- (補助率) 4/5、2/3、1/2、1/3
- (計画年度) 平成17年度～

令和5年度当初予算(案) 1,798百万円
 (令和4年度当初予算 1,500百万円 令和4年度第2次補正予算 1,001百万円)

- 激甚化する自然災害等への課題に対処し、ポストコロナにおける「新たな日常」の定着に資するため、災害時において、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- なお、予算額の一部を災害復旧枠とし、激甚災害等により被害を受けた放送関連設備の復旧に要する費用の一部を補助。



- (事業主体) 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
(これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等 (上図の赤字部分) ※条件不利地域等が補助対象
(光化と同時に行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。)
- (補助率) 市町村、市町村の連携主体(承継事業者): 1/2
第三セクター(承継事業者): 1/3
- (計画年度) 平成30年度～令和5年度

令和5年度当初予算(案) 900百万円

(令和4年度当初予算 900百万円 令和4年度第2次補正予算 1,100百万円)

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を加速・高度化させるため、地域の状況に応じて、
①効率的・効果的な導入・運用計画の策定、②デジタル基盤の整備等を総合的に支援。

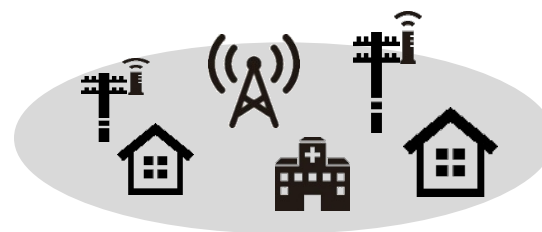
(1) 計画策定支援

- **対象主体** 地方公共団体又は民間企業
- **事業内容**
無駄のない効率的なデジタル基盤の整備、持続可能な活用モデル・推進体制の構築等の観点から、地域課題解決を実現するための効率的・効果的な導入・運用計画の策定を支援(専門人材によるハンズオン支援等)



(2) 地域デジタル基盤の構築支援

- **対象主体** 地方公共団体又は民間企業
- **事業内容**
ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6E、LPWA等を活用した地域のデジタル基盤(通信インフラ)の整備を支援 [補助事業]



- (事業主体) 地方公共団体、民間企業 など
- (事業スキーム) 調査研究 (請負)、補助事業、実証事業(請負)
- (補助対象) 基地局施設、送受信設備、機器購入費 等
- (補助率) 1/2
- (計画年度) 令和5年度～

令和5年度当初予算(案) 140百万円
(令和4年度第2次補正予算 2,000百万円)

ローカル5G : 地域や産業の個別のニーズに応じて、自治体・企業等様々な主体が、自らの土地内で柔軟に構築できる5Gシステム。
 Wi-Fi HaLow : 次世代IoT通信システムとして活用可能な新しい種類のWi-Fi規格。(令和4年9月国内制度化)
 Wi-Fi 6E : 新しい周波数帯域(6GHz帯)を使用する無線LAN規格。従来規格より大容量・多チャンネルの利用が可能。(令和4年9月国内制度化)
 LPWA : 省電力・広カバレッジを特徴とする無線通信技術の総称。